

ペンシルヴェニア植民地王領化運動の一背景

白井洋子

一七六四年三月二十四日、ペンシルヴェニア植民地代議会は「現状に関する諸決議」⁽¹⁾、及び同二十九日には「ペンシルヴェニア自由公民・住民による国王への請願」⁽²⁾を採択した。前者は主に領主植民地ペンシルヴェニアにおける領主・代理総督を中心とし、通称「領主派」と呼ばれるグループによる寡頭政治への批判であり、後者はその結論としてペンシルヴェニアを本国王の直轄統治に移行して欲しい旨を述べたものである。これが所謂植民地王領化運動の公的宣言である。運動の母体は代議会、指導者は代議会メンバーのベンジャミン・フランクリン、ジョーゼフ・ギャロウェイであった。その直接的契機となったのが一七六三年十二月、ランカスター郡コネストが、及びランカスター町でおこったフロンティア住民によるインディアン殺害事件と、翌六四年二月の「バクストン・ボークズの一揆」であ

った。これは西部フロンティアのインディアン防衛の不備に不満を抱いた住民が、コネストガ在住のクリスチャン・インディアンを殺害し、翌年には約二五〇名の住民が要求を掲げてフィラデルフィア市に向けデモンストレーションを行った事件である⁽³⁾。植民地統治に関して領主派と事毎に対立していた代議会はこの事件を領主の統治能力の欠如、不穏分子による植民地の秩序破壊と見なし、王領化運動に利用し、植民地内、特にフロンティア地方の治安を本国軍用力により強化しようと考えたのである。当時、西部フロンティアでは本国の西部規制に対し植民地人はインディアン領土への侵攻を進め、又、植民地内部では植民地支配層とフロンティア住民が土地獲得をめぐる対立していた。そして植民地支配層間においても領主派と代議会が、インディアンからのフロンティア防衛、インディアン領土買収、インディアンとの毛皮貿易の利権をめぐる長期に渡り対立を深めていたのである。

ところで、一七六三年以後の英本国・北米十三植民地関係は、再編・強化された本国重商主義体制による歳入対策により、次第にその矛盾を露呈することになる。六三年の国王宣言、六四年の歳入法、六五年の印紙税法だけをみて、西部土地規制と歳入対策は植民地駐屯軍費用捻出の点で深い係わりを持っていた。植民地側では印紙税法撤廃運動を契機に周知の如く反英運動の展開を示すが、そうした時期に、まさに時代に逆行するかの如く、植民地の王領化運動が生じたのである。この意味するものは何か、このような運動を可能にしたペンシルヴェニア植民地の政治的、社会的背景は如何なるものであったろうか。

王領化運動は、現象的には代議会による領主政治への批判として受け取めることができる。しかし、前述したフロンティア・インディアン問題をめぐる本国・植民地の緊張関係、植民地内部の矛盾、又、代議会の多数派が富裕なクエーカー商人かつ土地投機家であることを考慮する時、王領化運動を単に領主制批判の一形態として解釈するだけでは不十分ではないだろうか。王領化運動の要因としては、フロンティア防衛、毛皮貿易に絡んだ領主・代議会の対立以外にも、インディアン戦争をめぐってのクエーカー派内部の分裂、運動の指導者であったB・フランクリンの領主トマス・ペンに対する個人的反感、信仰の自由が結果した宗教

的対立の発展、等々があげられ、決してひとつの側面から王領化運動の性格を明らかにすることはできない。本稿ではこの問題の背景を、一七六三年以降の英本国による北米大陸西部土地・インディアン政策と、植民地側の土地投機という対抗関係に焦点を絞って考察を試みるものである。

二

一七六三年のパリ条約により英国は、北米大陸に広大な領土を獲得したものの、多額の戦費によりその経済は疲弊し、戦後の負債額は一三七万ポンドスターリングにまで達していた。六三年の国王宣言は、本国政府の西部土地・インディアン政策具体化の一つであるが、特に防衛問題に関して枢密院のメンバーは通商拓殖院に対し次の三項目の具体策を要請している。(1)最近獲得した領土のための政府の設置、(2)大陸防衛に必要な本国駐屯軍の派遣、(3)防衛制度に必要な費用を植民地側で負担する方法。又、たてまえて、インディアンにはその領土を保障する方針をつけ加えた。これは植民地人による勝手なインディアンとの毛皮貿易の規制と、大陸に残存しているフランス及びスペイン勢力とインディアンとの同盟を防ぐのを目的としていたものである。ところで、先の三点のうち(3)の本国駐屯軍派遣費用の捻出が最も緊急かつ重要であったことは、グレンヴ

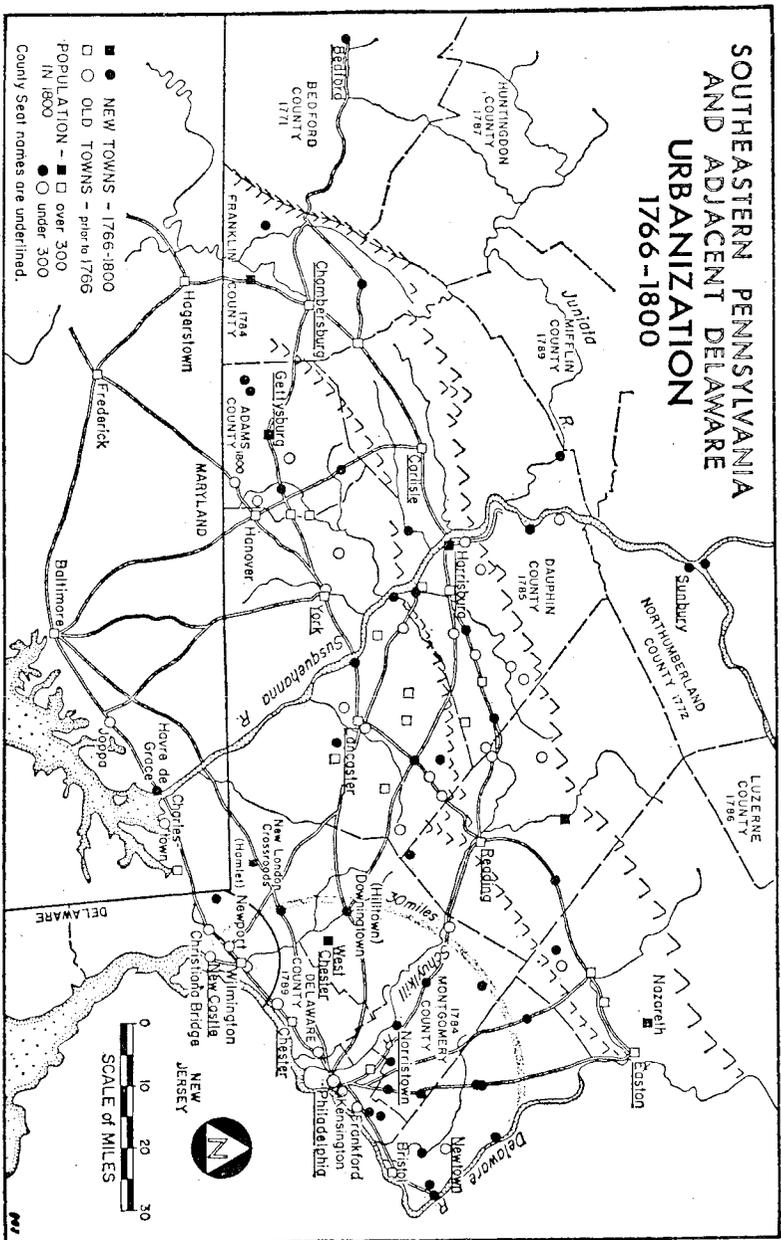
イル内閣が決議した大陸への駐屯軍一万人に対し年間三五万ポンドを要する点、六四年歳入法、六五年印紙税法、その後のいくつかの歳入対策から容易に推察される。

英本国の西部規制対策として、国王宣言と並びいま一つ重要なのは、一七六四年、先の枢密院の方針に沿って通商拓殖院が具体化した「インディアン問題取り扱いに関する案」である。それは四〇項目以上もあり、インディアンと植民地の毛皮貿易、土地売買を本国の統制下に置き、各植民地の総督はインディアン問題に関する権限は所有せず、すべて国王の任命する長官を通さなくてはならないというもので微細にわたって指示している。当時インディアンとの毛皮貿易は植民地商人のみでなく本国商人にとっても関心の深いものであったが、本国政府が問題にしたのは、むしろ植民地人の不法なインディアン領土への侵入を規制し、ポンティアック戦争の勃発により反古になったインディアンとの同盟を再度結ぶことであった。本国政府はこれら二つの政策を柱に、北米大陸に「統一的・総合的統治体系」を整え、西インドをも編入した支配従属と植民地収奪の重商主義体制を一段と推進しようとしたのである。

しかし北米大陸における国際情勢の判断に関して、本国政府と駐屯軍上層部との間には見解の相違が生じてきた。当時、パリ条約でカナダ地方を追われたフランス勢力は二

ユーオルリンズを基点に、ミシシッピ河經由によりイリノイ・オハイオ地域での毛皮貿易の大半を請け負っておりその値は英国よりもインディアンにとって有利なものであった。駐屯軍のトマス・ゲイジ將軍はフランス勢力をそこから排除し、英国の利権を確保すると同時に、彼等とインディアン勢力の結合を防ぐため、カナダ・北部植民地間のを要塞を漸次撤廃しつつ、オハイオ・イリノイ両河口の要塞建設を提案していた。それに対して本国政府は駐屯費用節約のため軍隊を東海岸地方に移駐させる方針をとり始めていたのである。他方、植民地の土地投機家達も、毛皮貿易に有利であり、資源的にも恵まれているこの地域を争奪戦の場としていた。

ところで、こうした本国の西部規制政策にとってペンシルヴェニア植民地は如何なる立場にあったか。地理的には北部・中部植民地人の西部進出の玄関に位置し、実際重要な要塞を数カ所に備えていた。これらの要塞からは頻りに総督に宛てた軍事援助の要請があり、領主派の商人を通じて武器・弾薬・食糧等々の物資援助、又植民地人による駐屯軍補強が行なわれていた。ペン家は、一七三〇年のランカスター建設以降、革命に到るまでの期間、領主特権を活用し、郡とその中心地の建設を支配した。ランカスター以外には、ヨーク(一七四一)、カーライル(一七五二)、リーディ



J. T. Lemon, "Urbanization and the Development of Eighteenth Century Southern Pennsylvania & Adjacent Delaware," p. 540

ング(一七四八)、イーストン(一七五二)、ベッドフォード(一七六六)、サンベリー(一七七二)の町を次々に建設した。この地域はデラウェア河とフィラデルフィア周辺の東部旧都市に対し、南西部バックカウンティであり、インディアンと住民の対立が頻繁に起るフロンティアであり、い

ずれも要塞を備えていた。しかもその住民はその殆どが一七二〇年代後半より七〇年代前半にかけて急増したドイツ人やスコッチアイリッシュの移民で構成されていた。(地図1参照)このことはフロンティア防衛のため、郡・町の建設と移民対策を意識的に結合し利用したものといえよう。前述の「インディアン問題取り扱いに関する案」が公式に発表される際、通商拓殖院長官からペンシルヴェニア総督宛に次のような手紙が出されている。北アメリカ全体を通して、統一的・総合的統治機構のもとに、将来的インディアン問題の処理、指示を行なおうと考慮し、この機会に貴殿にこの計画の指揮権を移譲したい。ついではこの件に関する意見をすぐにでも聞かせて頂きたい……我々はより確実な情報を期待している。インディアン問題の長官への手紙のコピーを貴殿にお送りする……」。

この文書はアメリカ駐在の本国官吏に送られるものだった。以上のことから英国が北アメリカの西部・インディアン対策を実行に移す上でペンシルヴェニアがいかに重要な地位を占め

ペンシルヴェニア王領化運動(白井)

ていたかがわかるのである。

このような関係から、領主ペン家を本国と植民地の間を取り持つ「緩衝的役割」と解釈する説もある。しかし、一七六〇年六月二十四日の通商拓殖院のレポートは、ペン家が自らを単に狭義の領主としてしか認識していず、その財産が安全である限り、本来の特権を行使しようとはしていないと酷評している。フレンチ・アンド・インディアン戦争を経過する中で、次第に権限を強化してきた代議会によって指導性を奪われつつあった領主統治権に対し当然にも本国側からの不満は高まっていたのである。「緩衝的役割」の本質は、植民地の支配層に特権を与えることによつて本国の植民地支配にのみ有効に作用させるという意図にあるのであり、決して植民地人一般に有利に作用するという性質のものではない。つまり本国政府が西部・インディアン対策を現地ですべて具体化する際にペンシルヴェニア領主特権を活用しようとするものであって、そのことは同時に領主側の領内支配にもプラスに作用する、そのような関係であったのである。

次にペンシルヴェニア内部のフロンティア問題を見ていこう。植民地開設以来の方針であったインディアン「友好」政策と、信仰の自由の保障が、フロンティア問題に関して如何なる実態を持っていたであろうか。まずインディアン

政策について極言すれば、「友好」關係にあったのは五大湖付近のイロコイ・リーグルシックスネイションズ、又は和平を申請してくる部族のみであった。特にシックス・ネイションズとは土地買収問題が絡み懇意の關係にあった。しかし可能な限り、敵対的インディアン部族同志を戦わせ、植民地人が何等手を下さすことなく敵勢力を撲滅させようという策は今日の新植民地主義に限ったやり方ではない。インディアン問題の長官、ウイリアム・ジョンソンの六四年二月九日付ベン家宛の手紙にはそうした方法でシックス・ネイションズの二百人に白人の指揮官をつけ、当時敵対的であったシャウニー、デラウェア族を戦わせる計画が述べられ、「……その結果から、インディアンと戦闘するにはインディアンが最もふさわしいということが明らかになるだろうと期待している」とまで書かれている。又、パクストン・ボーイズ一揆の直後、総督はウイリアム・ジョンソンに、シックスネイションズへの仲裁を依頼し、インディアン生存者の保護費用を代議会に要請している。当時の記録によると、領主・参議会は白人住民に対してよりも「友好」的インディアンへの保護対策を優先している。要するにペン家のインディアン「友好」政策の実態は、抑圧と懐柔の二面政策の具体化に他ならなかったと思われる。

「信仰の自由」の名目のもとでは、フロンティア地方への

移民居住政策が進められた。一七五〇年頃には無断居住者の既得権が法的に認められるようになるが、領主側は一七四三年にサスケハナ河以東をスコッチアイリッシュ移民に売却するのを禁じ、彼等をカンバーランド地方に送り込み、事実上移民をフロンティア防衛に利用していたのである。しかも違反者に対しては、ウイリアム・ジョンソンの代理、ジョージ・クローガンを使ってフロンティアからの追い立てを強制した。一方では本国の植民地駐屯軍軍力を用いてインディアン「友好」政策のためスコッターを都合の良い地域に防壁として追放し、他方ではスコッター及びフロンティア住民のインディアンからの防衛要求を不穏なものとして拒否することが本国軍との同意の上で実行されていたのである。

パクストン・ボーイズが領主と代議会に提出した「不満の宣言」は未熟ではあるが後の反英抗争の際の抵抗の論理「代表権なくば課税なし」、又「独立宣言」での自然権の主張に内容的に繋がるものを植民地支配層に突きつけている。そこでは特に西部五郡への代議会議席の正当な比例配分(表1参照)、インディアン対策の嚴重な検討、及びインディアンとの戦闘に対する恩賞制度の復活を要求している。恩賞制度は一七六四年七月七日付総督聲明で復活するが、これとて領主側が敵と定めるインディアンに対しての

単位=人

表I

郡・市名	1751年			1764年		
	納税者数	比例代表数	實際数	納税者数	比例代表数	實際数
フィラデルフィア郡	5,100・	8	8	5,678	8	8
フィラデルフィア市	2,000・	3	2	2,634	4	2
チェスター郡	3,951※	6	8	4,761	6	8
バックス	3,012※	5	8	3,148	4	8
ランカスター	3,977※	6	4	5,645	8	4
ヨーク	2,043	3	2	3,312	5	2
カンバーランド	1,134	1	2	3,016	4	1
バーク				3,016	4	1
ノーサンプトン				1,989	3	1

・推測数

※1752年の統計による。

1751年……J. P. Selsam, *The Pennsylvania Constitution of 1776*, 1936, p. 36.

1764年……T. Thayer, "The Quaker of Pennsylvania," *Pennsylvania Magazine of History and Biography*, vol.71, 1947, p. 31.

(Tadashi Aruga, "Pennsylvania and the American Revolution," 1958, p. 7より引用)

みであり、反逆者とみなされた白人への処罰は従来以上に厳しいものであった。「不満の宣言」は、暗に王権によるインディアン「友好」政策を批判しており、六三年以前の状態の復活を要求しているが、すでに情勢も当時とは変化しており、本国の西部規制が植民地により従属的地位を前提としていた以上、フロンティア住民が王権に期待することは殆ど絶望的ともいえたのである。

従来の研究ではペンシルヴェニア植民地時代後期のインディアン「友好」政策は、毛皮貿易との關係で、代議会多数派のクエーカー商人層が主に用いたものと強調されている。しかし、以上の考察から、特に一七五〇年代以降は、この「友好」政策は本国側の西部・インディアン政策の基本路線の一環として作用し、植民地駐屯軍と領主支配により実践されてきたものと考える方が妥当であろう。勿論、クエーカー商人層も毛皮貿易による利益を守るため、又、土地買収のため「友好」策を取り続けていた。「不満の宣言」は結局、領主・代議会の「友好」政策に対し、代議会での発言権を拡大し、フロンティア防衛を住民自らが進めず政治レベルから解決しようとの試みを示したものである。しかも比例代表配分はフィラデルフィア市民にとっても不当なものであったため、フロンティア住民と市民との結合を回避する上で、フロンティアの急進分子の行動を秩

ペンシルヴェニア王領化運動(白井)

序破壊として規制強化することが、植民地支配層、領主・代議会双方に共通な前提であった。「友好」政策とは同時に植民地住民支配に必要な治安維持の土台ともなっていたのである。

三

それでは王領化運動を指導、支持したグループは如何なる利害関係を取り結んでいたのであろうか。T・アバナシは「植民地時代末期・革命期・建国初期を通して、土地投機はアメリカ企業の中で最も魅力あるものだった。当時、土地の大半は土地投機家によって支配されていた」と述べているが、土地投機業者は単に企業上の利潤の追求を目的としていただけではなく、自ら獲得した領土内の政治的支配をも求めていたのであり、それは当然土地の個人、又はグループによる自由な裁量権の獲得を意味していた。しかも、その考えを確実に実現させる方法があるとすればそれは内陸・西部フロテニアに新たな植民地建設の国王認可を受け、自らがその植民地の領主又は総督になることである。植民地の土地投機家の中には新植民地建設を目的としているものが少なくなかったのである。

ところで一七五〇年頃から、アレゲニー以西のインディ

アン領土をめぐる植民地土地投機家の間では激しい抗争が展開され始めた。植民地に設立された土地会社を資本の出所、構成員から大まかに分類すると次のように整理でき(1)植民地資本による土地会社の西部進出。コネティカットのサスケハナ会社(一七五三)、ヴァージニアのオハイオ会社(一七四八)、ミシシッピ会社(一七六三年頃)、ロイヤル会社、その他ニューヨークの土地会社。(2)イギリス資本・植民地資本の合体した土地会社。これはペンシルヴェニアに特徴的でグラント・オハイオ会社(一七六九)が代表的である。ペンシルヴェニアの土地投機会社はその構成員の殆どがフィラデルフィアの富裕なクエーカー商人であり、(1)の形態で出発しながらも一七六八〜六九年頃には次第に本国側の要人との政治的結合を深めていった。又、本国商人の中にも積極的に出資するものもあらわれ、結局(2)の形態と、前述した内陸植民地計画との合体の方向をとるようになっていく。

フィラデルフィアを起点に海運業・毛皮貿易に従事していた商人層は土地投機活動を開始するに当り、パートナーシップを形成した。このグループは、イリノイ会社(一七六六)、「被害商人」グループからインディアナ会社(一七六九)、グラント・オハイオ会社(一七六九)とほぼ同メンバーで国王認可を要請し、失敗する毎に次々と土地

会社を形成していった。中心的に活動したのは、インディアナ問題の長官で土地投機家でもあったW・ジョンソンの代理であるG・クローガン、フィラデルフィア商人のサムエル・ワートン、トマス・ワートン、ジョン・ペイントン、ジョージ・モーガン等々であるが、このグループには必ず、W・ジョンソン、B・フランクリン、その息子でニュー・ジャージーの総督ウイリアム・フランクリン、それにフランクリンと共に王領化のリーダーであったJ・ギャロウエイが加わっていた。最初イリノイ会社を形成し、請願書に国王がイリノイ・オハイオ両河間一二〇万エーカーの土地をインディアンから買収し、会社側がその植民化を引き受ける旨を提案したが認可はされなかった。インディアナ会社は「被害商人」グループを土台に一七六五年シックスネイションズからのリトルカナワ・オハイオ両河間一八〇万エーカー移譲の確認を基にイリノイ会社と同メンバーで再組織された。これは一七六八年のフォート・スタンウィック条約締結以前にすでに取り交わされていたのである。ところが代表がこの認可を得るため渡英した際、ロンドンのバンカー、トマス・ウォルポールを初め英国の高官ら北米大陸西部の土地に関心を持ったグループの計画に編入され、グラント・オハイオ会社を設立する。これによって大規模な内陸植民地、ヴァンダリア計画が立てられることになる。

ペンシルヴェニア王領化運動(白井)

内陸植民地建設計画を最初に考案したのはコネティカットのサスケハナ会社であり、それにより土地投機の規模は一段と拡大したのである。ペンシルヴェニアのB・フランクリンはこの方策を撰取し、すでに一七五四年頃には構想を明らかにしている。それは地理的にはアラチャア山脈の西側からオハイオ両岸にかけての地域と、オハイオ河と五大湖との間の広大な地域を対象にしている。当時、まだこれらの地域が仏領であったため大陸における仏勢力及びインディアンからの防壁という政治的・軍事的理由が第一に掲げられているが、六三年以降に具体化してくる新植民地建設の理由にもミシシッピ・ルイジアナ地方の仏勢力からの防壁というこの論法の適用が可能であった。同時にフランクリンはこの地域の毛皮貿易の利点、地味の豊かさ、豊富な資源(木材、石炭)の存在等々を強調している。この内陸植民地建設と植民地総督権の国王認可を得ることがペンシルヴェニア土地投機家の目的とするところであったのである。その点ではプランテーションの拡大に比重をおき新たに獲得した土地を従来の植民地に編入していく方針を基調としていたヴァージニアの場合とは異なっていたといえよう。又、内陸植民地建設の視点からみても、一七七五年のリチャード・ヘンダソンによるトランシルヴェニア植民地が本国側の資本とは結合していないという点でヴァン

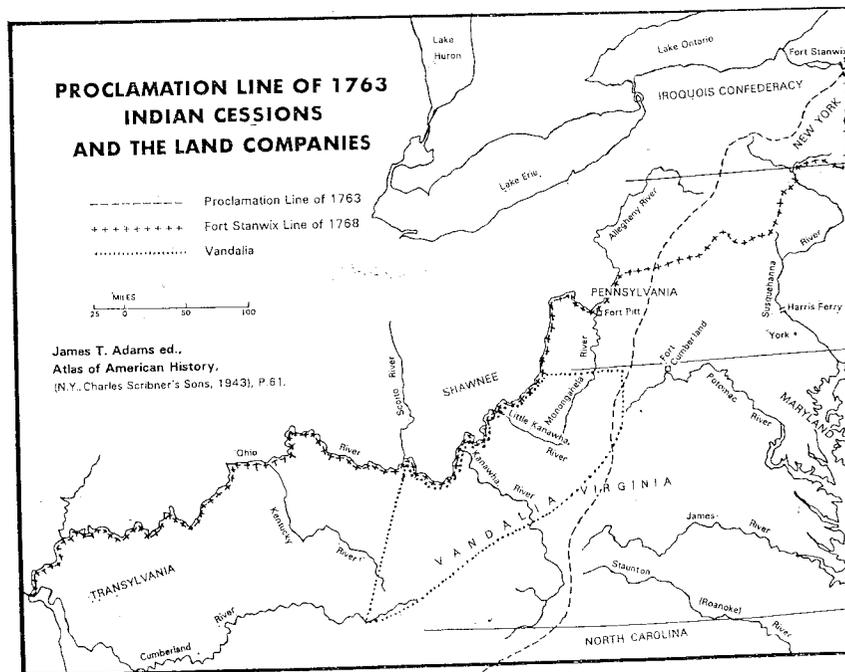
ダリアとは異なっていた。フランクリン自身、最初はこの計画をオルバニー・プランの下に植民地連合の力で実現しようとしたが、オルバニー・プランの実現が本国の植民地分断統治政策の上から困難であることを理解した後は、王権にうまく依存しつつ自己の利益を拡大していく方向をとるようになる。土地獲得にはインディアナ会社設立以後、W・ジョンソン、G・クローガンの有利な立場を利用してシックスネイションズとの個別交渉による土地の移譲という方法をとってきた。ヴァンダリア計画の予定地も、一七六八年のフォート・スタンウィックス条約によりシックスネイションズから移譲された二四〇万エーカーをわずか一万四六〇ポンドで購入したものだ。一七三二年以来ペンシルヴェニア領内の土地売却価格は一〇〇エーカー当たり一五ポンド五シリングと一〇シリングであったから、仮に一五ポンドで計算したとしても三六〇〇万ポンドとなり、いかにただ同様の値で購入したかがうかがえるであろう。(地図Ⅱ参照)

ところでこのように一七六〇年代後半から活発化する植民地側の土地投機活動を支えるようになった原因は一体何であるか。それにはまず第一に、六三年の国王宣言線を事実上無視したアレゲニー以西へのスコットターの間断なき進出があげられるであろう。このことは土地売却を目的と

する土地投機家達の望むところでもあった。ペンシルヴェニアではこの点における移民の果たした役割は重要であったといえる。第二に、そうしたフロンティアにおける夥しいスコットターの存在という既成事実の上に、六八年には新しい内閣線、別名フォート・スタンウィックス・ラインが引かれたことである。これはスコットターの進出に伴い、より頻繁化するインディアアンとフロンティア住民との衝突を避けるため、前述した如くシックスネイションズの了承のもとに設定されたものである。しかしより重要なことは、このフォート・スタンウィックス条約及びそれによって引かれた新たな「境界線」が六三年の国王宣言線の事実上の修正であるということであろう。そのことは本国の植民地西部規制政策における譲歩、後退を象徴しているといえよう。そして又、本国の植民地政策の後退が決して西部・フロンティア規制にのみ限定されるものではなく、西インド貿易統制においてより顕著であったことが見逃されてはならないであろう。内陸の新植民地建設はそうした情勢の進展の上に、その実現の客観的可能性を次第に醸成させてきたのである。

他方この新しい「境界線」は植民地支配層の土地投機によるインディアアン領土侵略を合法化し、同時にスコットターが開拓した「境界線」付近の土地をも合法的に収奪する役

ペンシルヴェニア王領化運動(白井)



割を果すことになった。一七六八年二月三日のモノンガヘラ河畔(インディアナ地方)のスコットターに強制立ち退きを要求した議会立法はその事実を一部証明しているといえる。又、土地投機家達にとっては企業的利益を追求していく上で、インディアアンに対すると同様フロンティア住民にフロンティア防衛上の犠牲を強要することは必須の条件だったのである。フランクリンは当初、内陸植民地の独占的支配権を獲得し、それによって土地購入者からクイットレントを合法的に徴集しようと考えていた。ところが印紙税法撤廃以来、植民地駐屯軍費用に窮した本国側が、イリノイ地方を防備していた軍勢を大西洋岸に移駐させる情報を得るや、本国側にクイットレントによる歳入を防衛費にあてることを提案している。本国駐屯軍によるフロンティア防衛も又、土地投機活動の必要条件だったのである。本国側でも当初、内陸植民地建設を認可し、そこに入植した住民からクイットレントを徴集し、フロンティア防衛のための歳入とすることを考えており、植民地省長官をしていたシエルバーンがこの案を積極的に押し付けていた。しかし後の長官ヒルズボローの強力な反対に会い、実施されるには至らなかったのである。

それでは同時期の領主側の土地所有状況はどうだったであろうか。まず、ペン家は植民地開設以来四七〇〇万エー

カーという広大な土地を国王から与えられ、この土地売却に關しては代議会を通す必要のない自由裁量権を確保していた。⁽⁴⁴⁾又、一七五四年オルバニー會議後、サスケハナ会社がシックスネイションズよりサスケハナ河沿いの土地を購入したことを知るや、コネティカット住民のペンシルヴェニア領侵入を恐れ、同地域をシックスネイションズから二重購入し、そこをめぐりコネティカット側とは厳しい対立關係にあつたのである。⁽⁴⁵⁾

次に王領化運動に反対し、領主側についていた商人、官吏の土地所有状況はどうだったろうか。これをランド・ウオラント台帳⁽⁴⁶⁾を参考に見てみると、チェスター、バックス、ランカスター、カンバーランド、ノーサンプトン、パークス、ス六郡に關しての同証書による土地所有高は、一七三三、六五年の間に、領主派は合計九九、七二二エーカー、クエーカー商人派(代議会派)は二八、六五〇エーカーとなつており、約三対一強の割合で領主派の方が多い。しかし實際には領主派商人、官吏はより多くの土地を所有していたと考えられる。(表II参照)そしてこの証書は領主派グループへのペン家からの報酬として、当時不足していた正貨の代償として与えられたものと考えられる。そのことはフロティア地方に新たに建設された諸郡、ランカスター、カンバーランド、ノーサンプトン、パークスでの領主派の土地

最良の土地を慌廢させ、フロンティア住民はそのために分散居住しなければならず、自ら防衛することも不可能となり、インディアン⁽⁴⁷⁾の犠牲となつてゐる(九項)、「領主の土地独占は無人地帯を生じさせ、クイットレント、土地課税を納めないばかりか、期限内の植民義務を果たしていない」(一〇項)、「土地価格の法外な要求は多くの住民をメリーランド、ヴァージニア、ノースカロライナ、サウスカロライナに追いやり、その結果ペンシルヴェニア財産を流出させ、フロンティア防衛の人数を減少させている」(一一項)。⁽⁴⁸⁾これらの領主批判は確かにまとをえたものであり、領主の投機的土地売却を公然と指摘している。他方、こうした領主寡頭制に対する批判は王領化運動へとなつていくが、その背景には土地投機、毛皮貿易の利害に關するクエーカー派商人の領主派への対立が存在していることも明らかであった。しかもペン家から領主権を剝奪し、領主植民地から王領植民地へという国王への請願が、客観的には、ペンシルヴェニアを本国の西部規制・インディアン政策の具体化に利用し、活用してきた王権への批判に通じること、又、王領化運動の背後で内陸植民地建設により自らがその植民地の独占的支配を掌握し、領主あるいは總督の地位に近いものを獲得しようとする狙いが存在したことは、王領化運動そのものに内在する二重の矛盾であつたといえ

ペンシルヴェニア王領化運動(白井)

表II 単位：エーカー

郡名	領主派	クエーカー派
1733 チェスター	3,500	2,000
1765 バックス	19,212	6,415
1765 ランカスター	34,327	13,417
1752 カンバーランド	38,806	5,625
1765 ノーサンプトン	2,824	583
1765 パークス	1,053	610
計	99,722	28,650

Warden, "op., cit.," pp. 383~384.

らは土地投機のための土地確保に對し、クエーカー商人ほど必死ではなかつたと考えられる。しかも彼等は一七五〇年代以降、海運業からの利潤を毛皮貿易に投資し始め、それまで毛皮貿易を独占していたクエーカー商人の反感を一層強化させることになつた。⁽⁴⁹⁾

一七六四年三月二十四日付代議会の領主批判、植民地王領化請願決議の第九・一〇・一一項はペン家の土地政策を厳しく批判している。要約すると「領主のインディアン土地買収は将来的マーケットを目的としているため、結果的に

よう。

四

前章で述べた王領化運動の矛盾は、基本的には本国・植民地の支配・従属關係を柱とする重商主義体制から生じているのであり、その中には本国と植民地支配層によるインディアン領土侵略とフロンティア住民抑圧という矛盾、及びインディアンとその領土に實際に侵攻していくフロンティア住民との矛盾とが含まれており、運動の性格としても複雑な側面を抱えていると思われる。しかもペンシルヴェニアの王領化運動は、一七世紀後半から一八世紀前半にかけて本国側が植民地の自治権を規制するために強行した、いわば上からの王領化とは異なり、運動の発端が植民地側にあつた点が問題をより複雑にしているといえよう。

それではこれまでの考察に基づき、王領化運動が何故一七六四年段階で活発化し、わずか一年程度で消滅していったのか、その問題点を整理してみることにする。まず第一に、王領化運動の一時性の最大の要因として、運動の主体の側における当時の本国重商主義政策に關する客観的情勢判断の甘さ、そこから必然的に生じる王領化後の長期的展望の欠落があげられるであろう。この点に關しては反対派

所有率が極めて高いこと、又、一でも触れたがこれらの郡が一七三〇年代以降、ペン家、參議會によつて着々と建設されてきた事実と合わせて、領主派グループに広大な土地所有権を与える結果になつたといえよう。このように領主特権に庇護された商人、官吏

の論客 J・ディキンソンが厳しく批判している通りである。⁵⁰又、J・ハットソンも王領化の提唱者達が領主制に代りうる道、王領植民地下でペンシルヴェニアが他植民地に対して比較的認められてきた市民的・宗教的特権が引き続き保障される統治形態を明確にしえなかつたことを指摘している。⁵¹

しかしながら、代議会をしてこのような短絡的運動に走らせたものとして、パクストン一揆を一例とする植民地大衆によるクエーカー商人利益を優先する代議会政治への批判の高揚、重商主義政策の一環としての本国西部規制が土地投機活動に与えた障害があげられる。そして代議会がこうした本国政策と植民地大衆との間にありながら、同時に植民地支配権をめぐって長年領主側と深く対立していたことも同様に作用していたのである。

第二に、土地投機活動を成功させる前提であるフロンティア防衛をめぐっての問題がある。フロンティア移民の急増は土地投機に有利に作用した反面、インディアンの衝突を頻繁化し、かつ植民地支配層への急進的・反乱の原因にもなっていたため、運動推進者達はフロンティア防衛と治安維持を王権に依存することで解決しようとしたのである。本国軍勢力を楯に自らの企業的利潤を追求しようとする巧妙なやり方であった。

に特に大きな意義を与えたのではないだろうか。印紙税法撤廃以降、本国、植民地は前章でも触れたように本国の植民地政策の後退により「新しい関係」⁵²に入っていくことになるが、この時点で代議会、クエーカー商人層は領主批判を従来通り続けながらも、なおかつ王領化に代りうる新たなスローガン、しかも植民地における自己の支配権を維持していくためには、高まりつつある植民地大衆による反英運動の指導権をも掌握しようというような理論を提起しなければならかつたのである。英帝国構成論こそがそれであった。この論をフロンティア問題の視角から述べると、植民地に対する王権支配を承認することによりフロンティア防衛の本国軍勢力への依存を正当化し、他方植民地議會を本国議會と対等の地位に引き上げることによって植民地大衆の支持を得ようとするものである。王領化運動の消滅以後も、植民地支配層が王権に依存しつつ自己の経済的利益追求の意図を払拭できなかった理論的根拠もそこにあったのである。英帝国構成論は本国、植民地の「新しい関係」をまさに植民地支配層の立場から理論的に正当化しようとしたものといえるだろう。フランクリンを先頭にその中心的論者がペンシルヴェニアに多かつたのも決して偶然ではないと思われる。⁵³

一七七四年のケベック法制定、七五年の革命戦争勃発に

ペンシルヴェニア王領化運動(白井)

これらの点に共通しているのが王権の把握の仕方、認識上の問題であるといえよう。それは図らずも運動の内部からではなく外部から鋭く指摘されたのである。反対派には長老派のスコッチ・アクリッシュ、ルター派・改革派の下イッ移民(以上は主にフロンティア住民である)、クエーカー派の一部を中心に植民地の広範な勢力が結集していたが、彼等の反対の論拠は一七〇一年のウィリアム・ペンが起草した「権利憲章」に保障された市民的・宗教的自由の権利を守るといふ点にあり、それは同時に本国の植民地自治侵害政策に対する批判でもあったのである。又、王領化を支持した者も六四年三月二十九日付の代議会決議を十分であるとし、同年五月二十三日付請願書には市民的・宗教的自由の特権の従来の保障の要求を新たに添加させている。⁵⁴このことはクエーカー商人の利害を反映した代議会提起の領主批判とその解決策が、たてまえては一応の改革を含みつつも植民地住民には受け入れられなかつたことを示しているといえよう。

結局王領化運動は以上の問題点に加えて、植民地大衆の印紙税法撤廃運動の高揚、中心的指導者であつた B・フランクリンの本国植民地政策に対する政治的認識の変化が作用して消滅していく。そうした点で六六年の印紙税法撤廃の成果は独立に至るプロセスにおいて、ペンシルヴェニアよりヴァンダリア計画の崩壊は決定的となる。ペンシルヴェニア土地投機家の選択した土地投機の形態とは、本国重商主義的植民地支配の一環としての西部規制政策と、それに対する植民地側の西部獲得という基本的対立の間隙をぬって一時的に許された道だったのである。又、王領化運動もそうしたフィラデルフィア土地投機家の利害関係を背景にした政治的表現として把握できるのではないだろうか。

最後に、革命戦争勃発による二大陣営分裂に関して触れると、領主派、クエーカー派ともにその大半が結果的に愛国派に属しており、国王派は他植民地に比して少なかったといえる。これにはペンシルヴェニアが穀物生産中心の典型的な中部植民地型貿易を行なっていたことが大きく要因していたと思われるが、この点に関しては今後の研究課題としていきたい。

註(一) Pennsylvania Assembly: Resolves upon the Present Circumstances, [March 24], Leonard W. Labaree, ed., *The Papers of Benjamin Franklin*, vol. XI, (New Heaven & London, Yale Univ. Pr. 1967), pp. 126—133.

(二) Petition of the Pennsylvania Freeholders and Inhabitants to the King, [March 29], *ibid.*, pp. 146—147.

- (3) Brooke Hindle, "The March of the Paxton Boys," *William & Mary Quarterly*, 3rd. Series, III no.4, 1946, pp. 461—486. (以下 W. M. Q. 以下略)
- (4) ペンシルバニア代議会は王領化請願を決議した直後同じく領土制を敷こうとしたメリーランにも呼びかけを行なった。しかしメリーランには審議しないうちに印紙税法問題がその王領化請願は論外となった。Labaree, ed. *op. cit.*, p. 152.
- (5) ペンシルバニア王領化運動はいつて次のものが参加した。 James H. Hutson, *Pennsylvania Politics 1746—1770: The Movement for Royal Government and Its Consequences*, (Princeton, Princeton Univ. Pr., 1972); William S. Hanna, *Benjamin Franklin and Pennsylvania Politics*, (Stanford, Stanford Univ. Pr., 1964); Theodore Thayer, *Pennsylvania Politics and the Growth of Democracy 1740—1776*, (Harrisburg, P. H. M. C., 1953).
- (6) Jack M. Sosin, *Whitehall and the Wilderness: The Middle West in British Colonial Policy, 1760—1775*, (Lincoln, Univ. of Nebraska Pr., 1961), pp. 52—56.
- (7) *Ibid.*, p. 56
- (8) 半谷田寛樹『東洋通商と開港場の発展』頁「青木義正一七六二年—一七六四年」を参照してその説を採る。半谷田寛『三つの一歩』頁四二—四三を参照。
- (9) & Adjacent Delaware," *W. M. Q.* 3rd. Series, XXIV, no. 4, 1967, pp. 501, 502, 509, 536.
- (10) 参議院成立問題については Thayer, *op. cit.*, p. 1; 参議院史「アメリカ独立革命と十七世紀後半—ペンシルバニアの歴史」『西洋史学』三六、一九五八年、一三三頁を参照。
- (11) Lords of Trade to Gov. Penn, July 10, 1764, *Pa. Archives* X, p. 182.
- (12) Labaree, ed. *op. cit.*, pp. 124—125.
- (13) *Ibid.*, p. 126.
- (14) Jack Greene, "The Role of the Lower Houses of Assembly in 18th Century Politics," J. Greenel, ed., *The Reinterpretation of the American Revolution 1763—1789*, (N. Y., Harper & Row, 1963), p. 89.
- (15) Sir Wm. Johnson to Gov. Penn, February 9, 1764, *Pa. Archives*, pp. 162—163. W. Johnson は一七四八年本國政府から長官に任命され、オハイオ河以北のノヴァスコシア、カナダ、ニューイングランド及び中西部イロノイ地方を統轄範囲とし、インディアン問題に関して絶大な権限を有していた。又、彼の二度目の妻がインディアン女性であり、シンクスポネーションズとは特に懇意であったこと、自らの地位を利用すること等によつて植民地内でも有数の土地投機家の一人として活躍した。(一七一五—一七七四)。
- (16) ペンシルバニア王領化運動(白井)
- (9) Plan for Future Management of Indian Affairs, Load of Trade to Governor Penn, July 10, 1764. *Pennsylvania Archives* X, pp. 182—189. (以下 Pa. Archives 以下略)
- (10) Sosin, *op. cit.*, p. 65.
- (11) *Ibid.*, pp. 101—102.
- (12) B. Franklin は一七五四年頃その地方の自治を論議して、B. Franklin, A Plan for Settling Two Western Colonies, Labaree, ed. *Papers of Franklin*, v, pp. 456—463.
- (13) A List of Canoes hired for the Transportation of Provisions, Sc., and Ammunition to Fort Augusta, June 23, 1763, *Pa. Archives*, X, p. 112. Asher Clayton to Provincial Commrs, November 26, 1763, *ibid.*, p. 142. Gen. Thos. Gage to Gov. Penn, November 29, 1763, *ibid.*, p. 143. A Letter from Gen. Gage to Governor, December 12, 1763, *Colonial Records of Pennsylvania: Minutes of The Provincial of Pennsylvania*, III, p. 90. (以下 *Colonial Record of Pa.* 以下略) G. B. Warden, "The Proprietary Group in Pennsylvania, 1764—1764," *W. M. Q.* 3rd. Series, XXI, no. 3, 1964, p. 380.
- (14) James T. Lemon, "Urbanization and the Development of Eighteenth Century Southern Pennsylvania
- (15) A Message from Gov. to Assembly, December 24, 1763, *Pa. Archives*, IX, pp. 94—95. A Letter from Governor to Sir Wm. Johnson, December 31st, 1763, *ibid.*, p. 105. Gov. Penn to E. Carpenter, 1764, *ibid.*, p. 160.
- (16) 参議院 組織論文「三三頁」
- (17) Gen. Gage to Gov. Penn, May 2, 1765, *Pa. Archives*, p. 219. Sir Wm. Johnson to Gov. Penn, June 7, 1765, *ibid.*, pp. 226—227.
- (18) A Remonstrance of the Distress and Bleeding Frontier Inhabitants of the Province of Pennsylvania, [February 13, 1764], Richard Morris, ed., *The American Revolution 1763—1783*, (N. Y., Harper & Row, 1970), pp. 27—31.
- (19) A Proclamation, July 7, 1764, *Colonial Record of Pa.*, pp. 190—192. その内容は敵対的ペンシルバニア捕虜の男子は150 Spanish Dollars, of pieces of Eight, 女子には130 pieces of Eight, 頭皮の場合男子は134 pieces of Eight, 女子は50 pieces of Eightを支給するものと規定された。
- (20) Thayer, *op. cit.*; Elisha Douglass, *Rebels and Democrat: The Struggle for Equal Political Rights and Majority Rule During the American Revolution*, (Chi-

cago, Quadrangle, 1965). 今津晃 『アメリカ革命史序説』法律文化社、一九六〇年。それは当時領土側と代議会が領土所有地の課税をめぐって論争中で、領土が課税を認めなければ代議会は西部防衛のための軍隊補充法案を決議しなぐとしたことや、毛皮貿易の利益を守るため代議会とインディアンが結託しているとフロンティア住民に思われていたためである。

- (25) Thomas Abernethy, *From Frontier to Plantation in Tennessee*, 1932, cited in Shaw Livermore, *Early American Land Companies: Their Influence on Corporate Development*, (N. Y., Octagon, 1968), p. 7.
- (28) *Ibid.*, p. 10.

- (29) 今津・前掲書、二〇七—二〇八頁は同様の分類について Pa. v Va. の土地会社を比較しながら述べている。
- (30) Susquehanna Co. のような企業組織のヨーロッパ・インとは異なり、経済的・社会的・宗教的な信用の上に成り立つ少人数の結合体である。詳細は武則忠見『アメリカ革命と土地投機—ひとつのアプローチとして』『広島農業短期大学研究報告』一ノ三、一九六一年、四六—四九頁を参照のこと。
- (31) インディアン戦争により被った損害賠償を国王及び植民地の議会に請求してつたケルン。
- (32) Marshall Harris, *Origin of the Land Tenure System*

- (33) *Ibid.*, p. 212.
- (34) *Ibid.*, pp. 209—211. Sosin, *op. cit.*, pp. 124—125.
- (44) Harris, *op. cit.*, p. 237.
- (49) *Ibid.*, p. 297.
- (46) land warrant は土地所有者を知る手掛りとしてしか有効ではなぐが投機に使われた事は周知の如くである。詳細は武則『アメリカ革命と土地投機—ひとつのアプローチ』を参照。
- (47) Warden, "op. cit.," p. 380.
- (48) Labaree, ed, *op. cit.*, pp. 128—129. 土地売却標準価格は一〇〇ハーカークの Pa. v Va. は \$15, 10s currency, Md. v Va. は \$5 sterling である。ソインマンは『閣下』 B. W. Bond Jr., "The Quit—Rent System in the American Colonies," *The American Historical Review*, April, 1912. を参照しよう。

in the U.S., (Iowa St. College Pr., 1953), pp. 305—306.

- (33) Livermore, *op. cit.*, p. 113. Harris, *ibid.*, p. 305.
- (34) Vandalia project についての詳細は T. Abernethy, *Western Land and the American Revolution*, (N. Y.: Russell, 1959), chap. II, III, 及び Sosin, *op. cit.*, chap. III を参照しよう。

- (35) B. Franklin, A Plan for Settling Two Western Colonies, Labaree, ed, *op. cit.*, V, pp. 456—463. Julian P. Boyd, ed., *The Susquehanna Company Papers*, I. (Ithaca, Cornell Univ. Pr. 1930), pp. IX V—IX VIII.
- (36) Pa. v Va. の土地投機家の対立の後に触れる Conn. の場合同様重要な問題を含むが紙数の制限により取り上げざる。
- (37) Abernethy, *op. cit.*, p. 45.
- (38) Labaree, ed, *op. cit.*, XI, p. 129.
- (39) 西インド貿易における本国政策の後退に関しては、富田虎男『アメリカ革命の前提』上『史苑』二五—一三六—一五〇頁で詳細に展開されている。
- (40) 武則『アメリカ革命と土地投機—ペンシルヴェニアの場合』一三五頁。
- (41) Cecil B. Currey, *Road of Revolution: Benjamin Franklin in England, 1765—1775*, (N. Y., Doubleday, 1968), p. 205.

- (42) Currey, *op. cit.*, pp. 389—390.
- (43) David L. Jacobson, "John Dickinson's Fight against Royal Government," *W. M. Q.* 3rd. Series, XIX, 1962, pp. 64—85.
- (46) Hutson, *op. cit.*, pp. 246—247.
- (48) Douglass, *op. cit.*, p. 230. Thayer, *op. cit.*, pp. 94—95.
- (33) Petition to the King, [May 23], Labaree, ed, *op. cit.*, XI, p. 199.
- (45) 富田『前掲論文』四五頁。
- (35) Franklin, James Wilson の英帝国構成論に関する Carl L. Becker, *The Declaration of Independence*, (N. Y., Vintage, 1922), pp. 101—106. を参照。
- (36) 富田『前掲書』第一・四章を参照。(立教大学文学研究科博士課程)